

令和7年11月7日14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社金海興業

期間:令和7年11月7日から令和8年2月6日まで(3ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社金海興業が落札決定後に契約締結を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 Tel 06-6942-1141 (代表)

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ たかし 早 川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 Tel 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知美 (内線 6313)

令和 7 年 11 月 7 日
近畿地方整備局

株式会社金海興業に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

姫路河川国道事務所発注の「栗栖川新宮地区橋梁右岸取付道路他工事」において、落札決定後の令和7年9月25日、落札決定者である株式会社金海興業から、兵庫県発注の他工事を落札したことにより配置予定技術者が配置できなくなった旨の通知があった。その後、同年9月26日付けで契約辞退届が提出され、契約締結を辞退したものである。

2. 指名停止措置理由

株式会社金海興業が落札決定後に契約締結を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実）に該当するため。

従って、本件については、指名停止3カ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者：株式会社金海興業

兵庫県相生市緑が丘1－14－5

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間：令和7年11月7日から令和8年2月6日まで（3カ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（不正又は不誠実な行為）

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。